（自動車整備士技能検定規則の一部改正）

第二条　自動車整備士技能検定規則の一部を次のように改正する。

次の表により、前条の規定による改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、前条の規定による改正後欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは前条の規定による改正後欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、前条の規定による改正後欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で前条の規定による改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	前条の規定による改正後
（自動車整備士の種類） **第二条**　自動車整備士の種類は、次のとおりとする。 一級自動車整備士（総合） 一級自動車整備士（二輪） 二級自動車整備士（総合） 二級自動車整備士（二輪） 三級自動車整備士（総合） 三級自動車整備士（二輪） 自動車タイヤ整備士 自動車電気・電子制御装置整備士 自動車車体・電子制御装置整備士 （技能検定の施行） **第五条**　（略） 2　前項の規定にかかわらず、次条第三項及び第四項の規定により同一種類の技能検定に係る法第五十五条第二項の学科試験（以下「学科試験」という。）及び同項の実技試験（以下「実技試験」という。）の全部が免除される者（以下「全部免除者」という。）についての技能検定は、随時、申請により行うものとする。 3　（略） （技能検定の試験及び試験の一部免除） **第六条**　学科試験は、筆記の方法により行う。 （削る） （削る） 2・3　（略）	（自動車整備士の種類） **第二条**　自動車整備士の種類は、次のとおりとする。 一級大型自動車整備士 一級小型自動車整備士 一級二輪自動車整備士 二級ガソリン自動車整備士 二級ジーゼル自動車整備士 二級自動車シャシ整備士 二級二輪自動車整備士 三級自動車シャシ整備士 三級自動車ガソリン・エンジン整備士 三級自動車ジーゼル・エンジン整備士 三級二輪自動車整備士 自動車タイヤ整備士 自動車電気装置整備士 自動車車体整備士 （技能検定の施行） **第五条**　（略） 2　前項の規定にかかわらず、次条第五項及び第六項の規定により同一種類の技能検定に係る法第五十五条第二項の学科試験（以下「学科試験」という。）及び同項の実技試験（以下「実技試験」という。）の全部が免除される者（以下「全部免除者」という。）についての技能検定は、随時、申請により行うものとする。 3　（略） （技能検定の試験及び試験の一部免除） **第六条**　学科試験は、筆記（一級の技能検定の学科試験にあつては、筆記及び口述）の方法により行う。 2　口述による学科試験（以下「口述試験」という。）は、同一種類の技能検定に係る筆記による学科試験（以下「筆記試験」という。）に合格した者について行う。 3　筆記試験に合格し口述試験に不合格となつた者に対しては、その筆記試験の日から二年以内に行われる同一種類の技能検定に係る筆記試験を免除する。 4・5　（略）